|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 号 | |  | | | |
| 令和　　年　　月　　日  　　　 　様 | | | | | |
| 相　続　人  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名  氏名  被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表として、下記のとおり指定しましたので地方税法第９条の２第１項の規定により届け出ます。 | | | | | |
| 相続人  代表者 | ふりがな  氏　　名 | |  | | |
| 住　　所 | | 〒 | | |
| 連絡先電話番号 | |  | | |
| 被相続人 | 氏　　名 | |  | | |
| 死亡時の住所 | |  | | |
| 死亡年月日 | |  | | |
| 相続人 | 氏　　名 | | 被相続人  との続柄 | 住　　　所 | 相続分  （持分） |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
| 備考 | 未登記家屋の固定資産に係る相続分は、相続人代表者様に納税通知書等を送付します。  上記資産の所有権移転については、役場町民課税務係にて手続きしてください。 | | | | |
| 号 | |  | | | |
| **記入例**  　　　　　　令和３年７月〇日  　　　 　様 | | | | | |
| 相　続　人  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　三朝　太郎  **自署する場合は、押印を省略できます。**  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　山田　梅子  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　三朝　一郎  氏名  被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表として、下記のとおり指定しましたので地方税法第９条の２第１項の規定により届け出ます。 | | | | | |
| 相続人  代表者 | ふりがな  氏　　名 | |  | | |
| 住　　所 | | 三朝町大字大瀬〇番地△ | | |
| 連絡先電話番号 | | ０８５８－４３－３〇〇〇 | | |
| 被相続人 | 氏　　名 | | 三朝　花子 | | |
| 死亡時の住所 | | 三朝町大字大瀬〇番地△ | | |
| 死亡年月日 | | 令和３年〇月△日 | | |
| 相続人 | 氏　　名 | | 被相続人  との続柄 | 住　　　所 | 相続分  （持分） |
| 三朝　太郎 | | 夫 | 三朝町大字大瀬〇番地△ | 1/2 |
| 山田　梅子 | | 子 | 三朝町大字三朝〇〇番地△△ | 1/4 |
| 三朝　一郎 | | 子 | 三朝町大字大瀬〇番地△ | 1/4 |
|  | |  |  |  |
| 備考 | 未登記家屋の固定資産に係る相続分は、相続人代表者様に納税通知書等を送付します。  上記資産の所有権移転については、役場町民課税務係にて手続きしてください。 | | | | |

**※記入上の注意**

この届出は、町税等の納付義務がある人が亡くなった場合、地方税法第９条の２第１項の規定により相続人の代表者を届け出ていただくものです。

１． 代表者には、被相続人と同じ住所に住んでおられる人またはその他納税に便宜を有する人を指定してください。

２． 納税の義務は代表者だけが負うのではなく、相続人全員に義務があります。

３． 相続の順序は、遺言のない場合下記のとおりです。

第一順位者 子と配偶者

第二順位者 父母と配偶者

第三順位者 亡くなった人の兄弟姉妹